

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ショベルローダー(環境局) 借入	自動車賃貸	三菱オートリース(株)	13,305,600	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G7	-
2	サンフラワーハイツ南港はなのまち住宅32号棟真空式ごみ収集設備修繕	産業用機器	新明和工業(株)	1,386,000	令和7年5月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー(環境3号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,021,042	令和7年6月4日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー(環境11号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,468,423	令和7年6月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
5	城北環境事業センター衣類乾燥機修繕	産業用機器	日精オーバル株式会社	1,507,550	令和7年6月23日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
6	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー(環境5号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,094,854	令和7年6月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

ショベルローダー(環境局) 借入

2 契約の相手方

三菱オートリース株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地及びプラスチック資源中継施設では、17台のショベルローダーを運用して、搬入される資源ごみやプラスチック資源の積み上げ整理作業を行っている。

現在使用しているショベルローダーについては、リース契約により借入している。

リース車両は平成28年11月から借入を開始し、令和6年10月31日に借入期間を満了したが、令和7年3月31日まで再リース契約を締結している。

当初の契約期間の終了に伴い、現行と同等のメンテナンスを含むリース契約を想定していたが、市場調査の結果、契約できるリース会社がないことから、新車を購入することとした。

しかしながら、令和6年2月に製造メーカーの三菱ロジスネクスト株式会社より、エンジン部品の供給不足のため受注を停止する旨の通知が出され、新車を購入できない状況となった。

これを受けて、新車を調達するまでの間について、現行契約を延長するほか、短期間でのリースやレンタルも含めて対応可能な手法を検討したが、当局独自の特殊仕様の車両を用意できる事業者は三菱オートリース株式会社のみであったことから、同社と再リース契約を行った。

その後、令和6年10月に製造メーカーの受注は再開されたが、同社に確認したところ、受注から納車までは2年間を要する状況であり、最短でも令和9年度になる見込みである。

現行契約を延長するほか、短期間でのリースやレンタルも含めて対応可能な手法を改めて調査・検討したが、当局独自の特殊仕様の車両を用意できる事業者は三菱オートリース株式会社のみであった。

上記理由により、三菱オートリース株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3257)

随意契約理由書

1 案件名称

サンフラワーハイツ南港はなのまち住宅 32 号棟真空式ごみ収集設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、南港ポートタウンにおいて、サンフラワーハイツ南港はなのまち住宅 32 号棟に設置の真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である固定設備のごみ収集配管が故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため、ごみ収集配管の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼働している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、本設備が製造者独自の技術により製造されており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により、新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境3号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のリアークスルのオーバーホールの修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境 11 号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のエンジン及びブームシリンダーからオイル漏れの不具合にかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

城北環境事業センター衣類乾燥機修繕

2 契約の相手方

日精オーバル（株）

3 随意契約理由

本修繕は城北環境事業センターにおける衣類乾燥機の構成機器である主要部品が故障し、このままでは当該施設における衣類乾燥機が運転できないことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている衣類乾燥機は日精オーバル（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該衣類乾燥機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該衣類乾燥機を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該衣類乾燥機の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

上記理由により、日精オーバル（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境5号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回の右リアステアリングシステムの不具合により車軸の傾きにかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）